

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を1万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から35年9月まで
② 昭和62年10月から平成元年9月まで
③ 平成6年10月から7年10月まで

A社B工場に勤務していた期間の標準報酬月額が1万円となっているが、給与は毎年昇給していたので、申立期間①について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、C社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間②及び③に係る標準報酬月額が、それぞれの申立期間前の標準報酬月額よりも低くなっている。入社から退社まで給与は上がっていたはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は1万円と記録されているが、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の当該期間に係る標準報酬等級は第9級（標準報酬月額1万2,000円に相当）と記録されていることが確認できる。

一方、上記の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に記載されている4名の標準報酬等級は、申立期間①と同じ標準報酬等級表を適用する期間において標準報酬等級が申立人と同様に第9級と記録されているところ、その標準報酬月額（いずれも1万2,000円）はオンライン記録と一致していることが確認できることから、社会保険事務所における申立人に係る厚生年金保険の記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準

報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（1万2,000円）であったと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、C会社E事業場（以下「E事業場」という。）における昭和62年9月以前の標準報酬月額が47万円であったものが、同年10月1日の定時決定により41万円に減額され、その後、同社F事業場（以下「F事業場」という。）に転勤し、平成元年10月の定時決定まで同額で継続している、また、申立期間③について、F事業場における6年9月以前の標準報酬月額が53万円であったものが、同年10月1日の定時決定により50万円に減額され、その後、7年11月1日に資格喪失するまで同額で継続しているとして、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、D社は、「申立期間当時の資料が現存しないため確認できないが、標準報酬月額の減額は、超勤代や手当等の減少によるものと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間②について、申立人と同時期にE事業場に転勤し、昭和62年10月1日の定時決定の際に在籍していた元同僚13名のうち、4名の標準報酬月額が当該定時決定の際に減額していることが確認でき、申立期間③について、申立人と同時期にF事業場に転勤し、平成6年10月1日の定時決定の際に在籍していた元同僚18名のうち、7名の標準報酬月額が当該定時決定の際に減額していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の推移のみが不自然であるとする状況は認められない。

さらに、G健康保険組合の記録によると、申立期間②のうち、昭和64年1月から平成元年9月までの期間及び申立期間③は記録が保管されており、当該期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できるとともに、H企業年金基金から提出された加入員記録照会結果帳票によると、申立期間③の報酬標準給与は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間②及び③に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は37万2,000円、③は45万4,000円、④は34万1,000円、⑤は41万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年1月から21年5月まで
② 平成19年6月29日
③ 平成19年12月25日
④ 平成20年6月25日
⑤ 平成20年12月25日

ねんきん定期便を確認して、標準賞与額の記録抜けや標準報酬月額の違いがあることが分かった。事業所の給与担当者や年金事務所に相談し、一部の記録は訂正されたが、まだ訂正されていない期間や、訂正されたが給付に反映されない記録があるので、年金としてもらえるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤については、申立人が所持する一時金支払明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は37万2,000円、申立期間③は45万4,000円、申立期間④は34万1,000円、申立期間⑤は41万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、申立人が所持する給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成19年1月から20年8月までは16万円、同年9月から21年5月までは15万円）は、オンライン記録の標準報酬月額17万円を超えないことが確認できることから、特例法に基づく記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年12月まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた時の標準報酬月額が、平成9年4月から9万8,000円に引き下げられていることが分かった。

申立期間当時の役員報酬は60万円であり、退社するまで減額されることはなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年4月から同年8月まで59万円と記録されていたところ、同年9月8日付けで、同年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の元代表取締役についても、申立人と同様に、平成9年9月8日付けで、同年4月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、元代表取締役は、「当社は、申立期間当時、経営状態が悪く、社会保険料の滞納があったが、申立人の役員報酬を遡って引き下げた覚えは無い。」と証言しており、このほかに、申立期間当時、申立人の報酬額が当該遡及訂正後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、滞納処分票によると、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料の滞納があり、滞納保険料について社会保険事務所と事業主が頻繁に協議を行っ

ていることが確認できる。

さらに、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であることが確認できるが、元代表取締役は、「申立人は、取締役であったが、社会保険事務に関する権限は有していなかった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年9月8日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は事実即したものと考えるが、申立人について、同年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、59万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から11年12月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、i) 9年10月から10年9月までは、9年9月18日付け、ii) 10年10月から11年9月までは、10年9月18日付け、iii) 11年10月から同年12月までは、同年9月8日付けの定時決定により、いずれも9万8,000円と記録されているところ、当該定時決定については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、元代表取締役は、「申立人は、平成10年か11年頃に、常勤役員から非常勤役員となったため、役員報酬が減額になったと思う。」と証言している。

さらに、破産管財人から提出された当該事業所の第17期総勘定元帳（決算期間は平成10年4月1日から11年3月31日まで）に計上されている各月の厚生年金保険料額（被保険者負担分）は、当該事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者（申立人を含む。）の標準報酬月額より算出される被保険者負担分の厚生年金保険料の合算額とおおむね一致する。

加えて、当該事業所は、平成12年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元代表取締役は、当時の賃金台帳、源泉徴収簿等の関係資料は既に廃棄済みであるとしていることから、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から11年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年5月から同年9月までは28万円、同年10月から8年7月までは30万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年9月について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年9月の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成7年9月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年7月まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が13万4,000円とされている。

しかし、私が所持している給与明細書によれば、給与支給額は28万円を超えており、厚生年金保険料も当初の金額を下回ることなく控除されているので、それに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人の、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年5月から同年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円と記録されていたところ、8年1月25日付けで、7年5月1日まで遡って13万4,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（8年8月31日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の同僚15人についても、申立人と同様に平成8年1月25日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げら

れていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立人の当該期間の給与額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（13万4,000円）に相当する金額に引き下げられた状況は確認できない。

また、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「平成7、8年は資金不足で、厚生年金保険料の滞納があった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月25日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人について、7年5月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年5月から同年9月までは28万円、同年10月から8年7月までは30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成7年9月については、上記1のとおり、申立人の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められるところ、上記給与明細書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の平成7年9月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、既に解散しており、元事業主からの証言は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月11日から同年5月1日まで

昭和43年4月11日付けで、期間を空けずにA社（現在は、C社）D支店から同社B支店に異動したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社から提出された在籍証明書及び経歴一覧、並びに申立人が所持する給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和43年4月11日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 1152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月30日から同年10月1日まで

A社本社から同社B工場に転勤し、期間を空けることなく継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等はないが、A社は、「申立人の被保険者台帳の厚生番号欄に、41.9.30と朱書されており、この日が資格喪失日、本社所属の最終日のいずれであるかは確認がとれないが、一方で、B工場の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書で確認できる申立人の資格取得日が、昭和41年10月1日とされていることから、申立人は、同日付けで本社からB工場へ転勤したものと思われる。」と回答していることから、申立期間については、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から60年7月まで
② 昭和60年9月から61年7月まで

昭和35年10月1日から平成7年10月31日まで、A社（現在は、B社）に勤務し、その間、出向や転勤があったが、給与は上昇していた。

しかし、年金の記録では、申立期間の標準報酬月額が、それぞれの申立期間前の標準報酬月額よりも低い金額になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A社C工場（以下「C工場」という。）から同社D事業場（以下「D事業場」という。）に転勤した際に、標準報酬月額が転勤前の41万円から36万円に減額されている、及び申立期間②について、D事業場から同社E事業場（以下「E事業場」という。）に転勤した際に、標準報酬月額が転勤前の41万円から38万円に減額されているとして、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の給与台帳等は、保存期限経過により廃棄しているため、当時の給与額、届出等の詳細は不明であるが、勤務地によって手当は変動し、超勤代等も各事業所の基準で見積もって計算するため、異動先での標準報酬月額が低下することは考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間①については、申立人と同時期にC工場からD事業場に転勤した元同僚4名全員の標準報酬月額が転勤前よりも減額していることが確認できるとともに、申立期間②については、申立人と同時期にD事業場からE事業場に転勤した元同僚10名のうち、4名の標準報酬月額が転勤前よりも減額していることが確認できることから、申立人の標準

報酬月額推移のみが不自然であるとする状況は認められない。

さらに、D事業場に係る厚生年金保険被保険者名簿及びE事業場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。